

※保護者自身でチェック☑をしてご提出ください。不足書類がある場合は受理できません。

給付認定申請提出書類チェック表 兼 同意書

児童名：

(平成 年 月 日生)

1. 申請書類（共通）

- ☐ 給付認定申請提出書類チェック表 兼 同意書
- ☐ 個人番号（マイナンバー）届出書
- ☐ 施設等利用給付認定申請書 兼 利用施設届出書

月認定希望の場合、

「 / 」

までに提

2. 家庭において児童を保育できない書類（新2号認定または新3号認定のみ）

保護者の状況等	チェック欄✓		提出書類（該当するものをご提出ください）
	父	母	
就労			就労証明書（就労予定証明書） 就労状況申告・証明書（自営業・農業）※添付書類→チェック 内職申立書及び内職証明書
出産・就学 疾病・介護等			介護・看護状況申告書 ※添付書類→チェック 保育が必要な状況申立書（疾病・出産・就学）※添付書類→チェック
求職活動			求職活動申立書

3. 該当者のみ提出が必要な書類

- ☐ その他（ ）

同意事項 お読みいただき、□欄にチェック☑をつけてください	
☐	申請書及び添付書類の記載内容が事実と異なる場合は、施設等利用給付認定を取り消すことがあります。なお、この場合においては、施設等利用給付認定取消の異議申立て等はしません。
☐	ショートメッセージサービス（SMS）による通知を、今後、那珂市保健福祉部こども課が行うことに理解の上、同意します。詳しくは「給付認定申請提出書類チェック表 兼 同意書」の裏面をご確認ください。
☐	申請後、住所や世帯の状況（出生等）、申請内容等に変更があった場合は、すみやかに「施設等利用給付認定変更申請書（または認定申請内容変更届）」を提出してください。申請を怠ったり、遅れたりした場合は、施設等利用給付認定取消となることがあります。
☐	実費徴収（給食代、遠足代、制服代等）については、施設等利用給付の対象となりません。
☐	市外に転出した場合は、転出先の自治体で施設等利用給付認定を受ける必要があります。
▼以下、新2号認定または新3号認定を申請するかたのみチェック☑をつけてください	
☐	保育の必要性を確認するため、勤務先等へ勤務内容等を照会することがあります。
☐	就労中のかた 就労状況に変更が生じた場合（勤務時間の変化・退職・育児休業取得）には申し出ます。
	就労中（予定）のかた 基準（月64時間以上の就労）を満たしていないことが発覚した場合、さかのぼって認定取消となります。
	求職中のかた 利用開始後3か月以内に基準（月64時間以上の就労）を満たした就労証明書を提出します。
	産前産後利用のかた 産前産後の認定期間終了後は施設等利用給付の対象となりません。

上記について、同意および確認いたしました。

保護者（申請者）氏名

※ 認定申請書の申請者として記入されたかたの氏名

来庁者氏名

ショートメッセージサービス（SMS）での通知について

こども課の各種手続きにおいて、申請書類に記載いただく連絡先にショートメッセージサービス（SMS）による通知を行う場合があります。（各種手続きにおける不足書類等があった場合のお知らせや、こども課に関する利用料等で納期限が過ぎたとき等）

◇表示される送信元電話番号

- ・ドコモ、au、Rakuten：029 298 1111
- ・ソフトバンク：243056

◇送信されるSMSには必ず以下の文面が入ります。

※このメッセージに返信できません。

問い合わせ 那珂市保健福祉部こども課 ○○グループ 担当 △△
電話029 298 1111 内線×××